

実務修習の受付締切日について

実務修習の受付締切日である 11 月 28 日（金）について、受講希望者から「必着」か「当日消印有効」かとの問合せがございました。

これは、本会がお配りしております「実務修習のお知らせ」には「必着」とあるのに対し、「修習事務規程」の様式第 1 の備考欄において「この受講申請書は、

消印の日に日本弁理士会に提出されたものとみなす。」とされているためであります。

「修習事務規程」につきましては、本会における実務修習事務の実施に関する取扱い等を定めたものであります。

したがいまして、受講希望の皆様には円滑な事務処理の都合から 11 月 28 日（金）必着でお願いしておりますが、

11 月 28 日消印のあるものについては、受付締切日内に受講申請書が提出されたものとして取扱いいたします。

なお、11 月 28 日（金）後に届きました受講申請書であって、11 月 28 日以前の消印のないものについては、受講申請が認められません。